

能美市歩行式除雪機械購入補助金交付要綱

平成17年2月1日

告示第115号

改正 平成30年9月21日告示第119号

(目的)

第1条 この告示は、歩行式除雪機械(以下「機械」という。)の購入及び修繕に対し、補助金を交付するため必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、機械を購入する町会及び町内会(以下「町会等」という。)とする。

2 補助金の交付の対象となる機械は、専ら町会等の除雪又は排雪に使用する機械で原動機により走行するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 機械の購入に要する経費

(2) この告示により購入された機械の修繕に要する経費であって、当該経費の総額から3万円を引いて得た金額

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号に係るもの 補助対象経費の10分の7以内の額を交付する。ただし、1台当たりの補助金の額は、50万円を限度とし

1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(2) 第3条第2号に係るもの 補助対象経費の2分の1以内の額を交付する。ただし、補助金の額は、10万円を限度とし1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(申請)

第5条 この告示により補助金の交付を受けようとする町会等は、購入機械の機種・価額等を記載した書面を添付して、市長に歩行式除雪機械購入(修繕)補助金交付申請書(様式第1号)により申請するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の申請のあったときは、申請書を審査し、補助金を決定する。

(通知)

第7条 市長は、前条により補助金を決定したときは、歩行式除雪機械購入(修繕)補助金交付決定通知書(様式第2号)により、町会等に通知する。

(補助金の請求)

第8条 町会等は、補助金の交付の決定を受理した後、市長に対し、歩行式除雪機械購入(修繕)補助金請求書(様式第3号)により補助金の交付を請求するものとする。

(不正受給に対する措置)

第9条 補助金の交付を受けた者が当該機械を目的以外に使用したとき、又は虚偽の申請により、不正に補助金を受けたときは、補助金の全部又は一部について、決定の取消し又は変更をするものとし、市長の指示により返還するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月1日から施行する。

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の辰口町除雪機械購入補助金交付要綱(昭和55年4月1日)の規定によりなされた処分、手続その他

の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成30年9月21日告示119号)

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

能美市長

あて

町会長又は町内会長

歩行式除雪機械購入（修繕）補助金申請書

能美市歩行式除雪機械購入補助金交付要綱の規定により補助金を受けて機械を購入（修繕）したいので同要綱第5条により申請します。

1. 購入（修繕）の目的
2. 購入（修繕）予定機種
3. 購入（修繕）価額

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

能美市長

歩行式除雪機械購入(修繕)補助金交付決定通知書

さきに申請のあった除雪機械購入(修繕)補助金につき次のとおり決定したので能美市歩行式除雪機械購入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金額 円

(注) 補助金により購入した機械は、目的以外に使用してはならない。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

能美市長

あて

町会長又は町内会長

歩行式除雪機械購入(修繕)補助金請求書

年 月 日付、 第 号で補助金の額の決定通知があったので、能美市歩行式除雪機械購入補助金交付要綱第8条の規定により下記金額を請求いたします。

記

請求金額

円